○国土交通省告示第八百五十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

七　専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した小型特殊自動車であって、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次に掲げる要件に該当するものにあっては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第十一条の二第二項並びに細目告示第九十一条第三項第一号ル、第百三十二条第一項第三号、第百四十一条第二項第一号、第百四十六条第一項第四号、第百六十九条第一項第一号ル、第二百十条第一項第三号、第二百十九条第二項第一号及び第二百二十四条第一項第四号の規定

イ　長さが一・五〇メートル以下のものであり、かつ、幅が〇・七〇メートル以下のものであること。

ロ　最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。

ハ　乗車定員が一人のものであること。

八　前号の自動車であって昼間のみ運行するものにあっては、前号に掲げる規定のほか、保安基準第三十二条第一項及び第四項並びに第三十八条第一項の規定

九　第七号の自動車であって二輪を有するものにあっては、第七号に掲げる規定のほか、細目告示第九十三条第五項第六号並びに第百七十一条第五項第五号の規定

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十四号の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）の一部を次のように改める。

第二条及び第三条を削り、第四条中「法別表第二十七号」を「法別表第二十四号」に改め、同条を第二条とする。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

事業の名称	関係条項
特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	第1条

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百五十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示を次のように定める。

平成二十七年七月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一　保安基準第六十一条第一項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第六十二条の二及び第六十四条の二第一項の規定

二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第二百五十七条第一項第三号及び第五号、第二百五十八条第二項（協定規則第七十八号の技術的な要件及び別添九十八に定める基準並びに制動装置の系統の数に関する部分に限る。）及び第三項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第二百六十条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号、第二百六十四条第一項第三号、第二百六十六条第二項第一号、第二百六十七条第一項第四号、第二百七十三条第一項第三号及び第五号、第二百七十四条第二項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）及び第三項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第二百七十六条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号、第二百八十条第一項第三号、第二百八十二条第二項第一号並びに第二百八十三条第一項第四号の規定

三　昼間のみ運行するものにあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の廃止）

2　国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成二十三年国土交通省告示第二百九十六号）は、廃止する。

官庁報告

国家試験

平成27年度春期情報処理技術者試験合格者

平成27年度春期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、プロジェクトマネージャ試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、システム監査技術者試験の合格者を平成27年6月19日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成27年7月10日

経済産業大臣　宮沢　洋一